

利用者負担段階		基準費用額 (日額)	負担限度額(日額)※短期入所生活介護等(日額)【 】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
		第1～第3段階 に該当しない	生活保護受給者	市民税非課税世帯(※1)			
老齢福祉 年金受給者	合計所得金額+ 年金収入(※2)が82.65万円以下			合計所得金額+ 年金収入(※2)が82.65万円超、 120万以下	合計所得年金+ 年金収入(※2)が120万円超		
食費		1,545円	300円 【300円】	390円 【600円】	680円 【1,030円】	1,420円 【1,360円】	
居住費	多床室	特養等	915円	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円	0円	430円	430円	430円
	従来型 個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室的多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,470円
預貯金 要件 (※3)	配偶者(無)	—	—	1,000万円以下	650万円以下	550万円以下	500万円以下
	配偶者(有)	—	—	2,000万円以下	1,650万円以下	1,550万円以下	1,500万円以下

※1:要件に当てはまらない人でも、「介護保険負担限度額認定に係る特例減額措置」の対象となる場合があります。

※2:非課税年金(遺族年金・障害年金等)も年金収入とみなされます。

※3:第2号被保険者(65歳未満)の預貯金要件については、段階に関わらず配偶者(無)1,000万円、配偶者(有)2,000万円以下です。